

[各論VI] 暫定措置としての地域格差 是正—垂直調整から水平調整へ—

星野 泉

明治大学政治経済学部教授

小泉政権の後、様々な場面において格差が問題とされるようになった。その多くは個人の所得、生活に関わるものであるが、地方財政においても、三位一体改革による交付税や補助金削減、税源移譲の結果として、都市部と農村部との格差の拡大が大きく取り上げられ、地方財政の主要課題の一つが地域格差の是正となった。一方で、自治体経営論も大きな力をもっている。地方債も、分権改革により許可制から事前協議制となったものの、夕張ショックにみる小規模自治体財政の不安定さから、財政健全化目標のため小さな自治体では起債もままならない状況に追い込まれ、分権改革が有名無実化する可能性もある。

本年度の地方財政は、地方に配分される財源の中で各自治体にどう配分するか、すなわち国と地方の財源配分から自治体間の財源配分に力点が移り、自治体経営重視の流れが続くようである。

2008年度地方財政収支見通しと 地方財政対策

2008年度地方財政収支見通しでは、歳出合計は83.4兆円、地方一般歳出は65.7兆円規模となり、なんとか前年規模を維持している。これは、地方交付税の算定を通じて財政状況の厳しい地域に配分される「地方再生対策費」の創設4,000億円を計上しているためである。

地方再生対策費は、地方税の偏在是正による財

源を活用して、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出を計上するものとされるが、偏在是正の効果が生じるまでの間は当面、臨時財政対策債の発行により財源調達されるものとなる。地方交付税の算定を通じて、都道府県に1,500億円、市町村に2,500億円配分されるが、市町村、特に財政状況の厳しい地域へ重点的に配分される。人口規模のコスト差や第一次産業就業者比率、高齢者人口比率等を反映したものとなる。合併市町村については、旧市町村単位で算定した額を合算することにより合併後のまちづくり等の財源が確保される。

地方交付税は15.4兆円。臨時財政対策債2.8兆円を含めた実質的な地方交付税としては18.2兆円となり、前年度比でみると2003年度以来の増加となっている。この地方交付税総額確保のため、2007年度、2008年度に予定していた特別会計借入金の償還を繰り延べすることとなった。それでも、2003年度には実質的な地方交付税が23.9兆円であったから、この時と比べれば6兆円近い減少となっている。

総枠としての削減傾向は続いている中で格差問題がクローズアップされ、財政調整は地方財政の中で、財政再建も先延ばしという苦渋の選択といえるだろう。

平成 20 年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	0	0	0	728	△ 12	716
(1) 寄附金税制の拡充	0	0	0	△ 8	△ 12	△ 20
(2) 配当課税の見直し	0		0	736		736
2 法人事業税	△ 5		△ 5	△26,176		△26,176
(1) 標準税率の見直し	△ 5		△ 5	△26,175		△26,175
(2) ガス供給業の託送料金に係る特例措置の創設	0		0	△ 1		△ 1
3 不動産取得税	△ 18		△ 18	△ 19		△ 19
(1) 都市再生緊急整備地域等における一定の新築家屋(住宅を除く)に係る課税標準の特例措置の創設	△ 13		△ 13	△ 13		△ 13
(2) その他	△ 5		△ 5	△ 6		△ 6
4 自動車取得税	△ 25		△ 25	△ 1		△ 1
(1) 平成 21 年自動車排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る税率の特例措置の創設	0		0	0		0
(2) 低燃費車に係る課税標準の特例措置に係る見直し	△ 25		△ 25	△ 2		△ 2
(3) 環境性能に優れた大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の見直し	0		0	1		1
5 軽油引取税	0		0	0		0
課税免除措置の拡充	0		0	0		0
6 狩猟税	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置の創設	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
7 固定資産税		5	5		△ 70	△ 70
(1) 長期耐用住宅に係る減額措置の創設		0	0		△ 69	△ 69
(2) 省エネ改修住宅に係る減額措置の創設		0	0		△ 19	△ 19
(3) 非課税等特別措置の整理合理化等		5	5		18	18
8 事業所税		1	1		1	1
非課税等特別措置の整理合理化等		1	1		1	1
9 都市計画税		0	0		0	0
非課税等特別措置の整理合理化等		0	0		0	0
合 計	△ 49	6	△ 43	△25,469	△ 81	△ 25,550
国の税制改正に伴うもの	8	5	13	△ 6	5	△ 1
法人住民税	2	5	7	2	5	7
法人事業税	6		6	△ 8		△ 8
再 計	△ 41	11	△ 30	△25,475	△ 76	△ 25,551

地方譲与税

地方法人特別贈与税	0		0	25,993		25,993
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	△ 41	11	△ 30	△ 518	△ 76	442

注：表中における計数は、1 億円未満を四捨五入している。

暫定措置としての地域間財政力格差是正策

2008年度の地方税制改正では、地域間の財政力格差の縮小を目指すことになり、地方税たる法人事業税を減税し、その分を国税の地方法人特別税とし地方譲与税として配分することになった。

(1) 法人事業税（所得割及び収入割）の税率の改正

外形標準課税部分もあるので、新しい税率は多様であるが、概して税率が半分くらいとなり、その結果、税収も半分ほど（2兆6,000万円の減収）になる予定である。普通法人の標準税率は下表の通りである。2008年10月1日以後に開始する事業年度から適用される。

(2) 地方法人特別税の創設

法人事業税の減税で減った部分を、国税である地方法人特別税で徴収することになるが、申告納付、賦課徴収は、都道府県が法人事業税と併せて行い、都道府県は地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものであるため、都道府県事務としての徴収

金額に変化はない。

地方法人特別税は、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税で、課税標準は法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額）である。税率は、(イ)付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率は148%、(ロ)所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率は81%、(ハ)収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率は81%とされる。

法人事業税改正と同様、2008年10月1日以後に開始する事業年度からの適用となる。

(3) 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の収入額は、用途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税により配分されるが、譲与基準は2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数で按分するものとし、2009年度から譲与される。ただし、地方交付税算定における財源超過団体に対しては、今回の改正による減収額として算定した額が財源超過額の2分の1を超える場合、減収額の2分の1を限度とし

法人事業税（所得割）の税率の改正

① 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%

② 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	2.7%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	4%
年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%

て、当該超える額を譲与額に加算する。

(4) ふるさと納税の導入

また、いわゆるふるさと納税については、個人住民税における寄附金税制の拡充で対応することになった。都道府県又は市区町村に対する寄附金については、適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されるものとし、以下の計算方法で①と②の合計額を税額控除する。

① [地方公共団体に対する寄附金-5千円] × 10%

② [地方公共団体に対する寄附金-5千円] ×

[90% - 0 ~ 40%]

[所得税の限界税率]

※ ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

なお、対象寄附金は地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額等の30%を上限とされ、2009年度分以後の個人住民税について適用される。

この他、本年度の地方税制改正としては、個人住民税における公益法人等への寄附金税制改正、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとしている。

地域格差と税源交換論

当初、地方税の地域格差対策としては、税源交換論が議論された。これは、地方消費税を拡充し、その代わりに法人2税を国税としていくというものである。地方交付税が削減傾向にある中、偏在性の小さい財源を地方に、大きい財源を国におくことにより、地方税全体としての偏在性を小さくし、交付税の必要性も減らしていくというものである。地方税原則からすれば

ば妥当なことともいえるが、当面、東京など大都市部から農村部への税源配分の変更、すなわち資金移動を意味し、地方財政の枠内で水平的調整機能をもたせたといえる。

政府部内では、消費税率を引き上げる場合に、地方消費税も引き上げるということについてはある程度の合意ができていたようであるが、消費税引き上げが困難な中で地方消費税を引き上げることとなると、合わせて5%中の配分を国対地方で4対1から3対2にしなくてはならない。また、ようやく法人課税が回復してきた中で、大都市部の都府県から合意を得られなかった。

2008年度地方税制改正案では、「地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む」としている。

そして、当面、「喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める」こととして、あくまで暫定措置としての側面を強調している。

今回の財政力格差は正策について、総務大臣は、法人事業税を2兆円以上国税、譲与税化したことで、ほぼ消費税1%、税源交換と同様の効果とみており、今後、しばらく暫定措置を続けるのか、抜本的税源交換に向かうのか、地方交付税再構築に向かうのかの選択が必要となろう。■